

○瑞浪市環境審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、瑞浪市環境基本条例（平成11年条例第25号。以下「条例」という。）第17条の規定により、瑞浪市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 条例第15条第2項に定める審議会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 環境基本計画の策定、見直し及び評価に関すること。
- (2) 環境保全及び創造のための効果的な施策に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境保全の施策に関すること。

(会議)

第3条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長を務める。ただし、委員委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、環境課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮ってこれを定める。